

議 会 運 営 委 員 会 記 録 (No.88)

1 日 時 令和6年8月9日(金)
午後1時00分 開会
午後1時33分 閉会

2 場 所 議会運営委員会室

3 出席委員(8人)

委 員 長	中 村 義 雄	副 委 員 長	木 畑 広 宣
委 員	吉 村 太 志	委 員	日 野 雄 二
委 員	渡 辺 修 一	委 員	小 宮 けい子
委 員	泉 日 出 夫	委 員	山 内 涼 成

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

総務市民局長	三 浦 隆 宏	総 務 部 長	滝 剛
総 務 課 長	荒 田 政 二	議会担当課長	菊 原 康 弘

6 事務局職員

事 務 局 長	岩 田 光 正	次 長	中 島 尚
総 務 課 長	原 田 健 二	議 事 課 長	木 村 貴 治
政策調査課長	清 水 俊 哉	広報・政務活動費担当課長	古 田 直 子
議 事 係 長	佐々木 雄一郎	書 記	嶋 田 裕 文
			外 関係職員

7 付議事件及び会議結果

番号	付議事件	会議結果
○	会派の異動について	資料No.1 のとおり確認。
1	令和6年9月定例会会期日程案について	資料No.2 のとおり確認。
2	北九州市議会先例の一部改正について	資料No.3 のとおり確認。
3	委員会のインターネット中継について	資料No.4 のとおり事務局から要綱案を説明。各会派の検討ができ次第、意見を伺うことを確認。
4	議場傍聴席の字幕表示モニターについて	資料No.5 のとおり確認。
5	行政視察について	7月29日から31日に行った行政視察について、委員間で意見交換を行った。また、議員のSNS利用に関するガイドライン策定について、日本共産党に再度検討を依頼。
6	その他 ○市歌の斉唱について	委員長より、市歌斉唱の市民参加について提案。次回委員会で、意見を伺うことを確認。

8 会議の経過

○委員長（中村義雄君）開会します。

まず、議事に入る前に会派の異動について、事務局に報告させます。総務課長。

○総務課長 資料ナンバー1をお願いいたします。8月1日付で、自民党・市民が市長をつくる北九州未来市議団から会派の名称及び役職者変更の異動届について提出がありました。お手元配付のとおり会派名簿を作成しておりますので、ご確認ください。以上でございます。

○委員長（中村義雄君）では、そのとおり確認します。

次に、令和6年9月定例会会期日程案について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 資料ナンバー2をお願いいたします。9月定例会につきましては、現在のところ、9月5日に招集する予定であるとの連絡を執行部から受けておりますので、同日を開会日とする会期日程案を従来の例に倣って作成しております。会期は9月5日から10月8日までの34日間でございます。

具体的には、9月5日は本会議で市長の提案理由説明、12日から19日までは本会議で質疑及び一般質問、19日から10月2日までは決算特別委員会を設置し、決算議案の審査、3日は本会議で決算議案の採決、4日及び7日は常任委員会で決算議案以外の一般議案の審査、8日は本

会議で一般議案の採決でございます。請願・陳情の締切日は、点字分が9月19日、点字以外の一般分が26日となります。なお、予定どおり9月定例会が9月5日に招集される場合には、その7日前に当たる8月29日に議会運営委員会を開催し、市長提出議案の確認や、正式な会期日程の決定などを行っていただくこととなります。以上でございます。

○委員長（中村義雄君） ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、先例の一部改正について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 資料ナンバー3をお願いいたします。質疑・一般質問の見直しにつきまして、5月30日の本委員会において協議が調いしましたので、先例を改正するものでございます。具体的には、1人会派について、年間の発言時間の90分、3枠を変えずに、予算議会を除く定例会で、質疑と一般質問を1枠ずつ使用することを認めることとなりましたので、資料のとおり、先例の付表1を改正するものでございます。以上でございます。

○委員長（中村義雄君） ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、委員会のインターネット中継について、事務局の説明を求めます。広報・政務活動費担当課長。

○広報・政務活動費担当課長 資料ナンバー4をお願いいたします。委員会のインターネット中継につきましては、4月26日の議会運営委員会で実施方法が決定され、配信開始に向け、事務局で準備を進めているところです。今後の予定といたしましては、9月定例会中の特別委員会と常任委員会でテストを行い、9月定例会後の常任委員会から実施できるよう準備を進めてまいります。これに伴い、新たに議会インターネット中継に関する要綱を定めてはどうかと考えております。

まず、第1条から第5条までは、過去の議会運営委員会で、承認されている議会中継に関する事項を整理したもので、中継対象、中継方法、テロップ、掲載期間等に係るものです。第2条の中継の対象となる会議ですが、今回新たに対象に追加される会議は、全ての常任委員会と特別委員会の開会から閉会までとなります。また、第5条の録画中継の掲載期間ですが、本会議の掲載期間と同様、会議の翌日から起算して、概ね3日後から1年間と考えております。

次に、第6条は中継映像の著作権の帰属や二次利用に関することです。このうち二次利用につきましては、第6条第2項に記載のとおり著作権法に反しない範囲で、中継映像等の利用を行うことを可能としてはどうかと考えております。なお、他の政令市の状況を確認しましたところ、中継映像の利用を認めていないのは、本市を含め20市中5市でございました。

最後に、第7条、第8条は、機材トラブルその他の不測の事態が生じた場合の中継中止や中

継映像の編集などを定めております。例えば、映像が撮れない等のトラブルが発生した場合は、音声のみを流す等の対応を取ることを想定しています。

ただいま申しあげました説明を基に、御協議いただければと思います。以上でございます。

○委員長（中村義雄君） ただいまの事務局の説明を踏まえ、質問、意見はありませんか。

（質問・意見なし）

なければ、各会派で検討をお願いいたします。検討ができ次第、意見を伺いたいと思いますので、お願いいたします。

次に、議場傍聴席の字幕表示モニターについて、事務局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 資料ナンバー5をお願いいたします。令和5年2月の議会改革協議会において、聴覚障害のある方にも安心して議会を傍聴いただける環境整備の必要があるとの提案を受け、令和6年度中に議場傍聴席に字幕表示モニターを設置し、運用することとしております。

具体的には、傍聴席から議場正面に向かって右側の壁面上部に窓がありますが、そこに本年7月、可動式のディスプレイスタンドを設置し、大型モニターを傍聴席側へせり出す形で設置しております。本会議における発言内容をこの大型モニターに表示いたしますが、音声から文字への変換はAIを活用した変換ソフトを使用いたします。

今後、9月定例会で試験的に導入し、12月定例会で本格的な運用開始を予定しております。なお、本日の議会運営委員会終了後、議場にて実際に稼働させ、字幕表示を行いますので、ご確認いただければと考えております。以上でございます。

○委員長（中村義雄君） ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、行政視察についてを議題とします。本日は、7月29日から31日に行いました行政視察について、委員間で意見交換を行いたいと思います。

今回の行政視察に当たりましては、この行き先についてですね、今まで17項目、この議運で協議内容としたものに加えて、ソーシャルメディアの利用について、重点的に視察させていただいています。視察先で申しあげましたけど、私たちの任期中にですね、委員さんからも、他の委員からのSNSについて、何か注意、処罰ができないかとかいうようなお話も聞いてますし、実際私も見聞きしています。御存じのように、今の制度の中で、議会で行っていることに関しましては、ちょっとタイミングがありますけど懲罰等の対応できますけど、議会以外のところでは、もう全く対処できないというところで、ソーシャルメディアの利用についてということ視察先に入れさせていただいています。

今からはですね、それも含めて、皆さんに視察についての御意見を伺いたいのと、最後に、このソーシャルメディアの利用に関して、視察で、ガイドラインをやっているところを二つ見ましたので、残りの任期の中で、このガイドラインについて検討するかどうかを、これ最後に

一通り聞こうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、皆さん、視察について、御意見ありましたらよろしく申し上げます。吉村委員。

○委員（吉村太志君） 今回、日高市、宇都宮市、上尾市のほうに行きまして、特に日高市と上尾市のほうで、今委員長が言いましたソーシャルメディアのガイドライン、これ、私たちが今まで委員長も言われたように、いろんなところからもそういう声を聞いて、議員同士が誹謗中傷をしたり、本市にとっても、マイナスになるようなことを発信していったら、本市のイメージも悪くなる。いろんな問題があって、これはやはり、10年20年、昔の場合はもう議員としての品格で、実際にこういうのは、議員は議員としてやっぱり57人いれば、57人みんな全て選ばれてきた、市民の皆さんの代表として。だから皆さんの答えが全員正解でもあり、皆さんの意見が市民の意見ということですが、余りにもこういう今、便利なツール、こういうメディアが出てきて、こういうことが簡単にどんどんどんどんなってきたら、取り返しのつかないような状況になってきているのも、これっていうのは私が書いたことが今までやったら、相手に対して言葉で言って、それが間違っていたら、相手に対して訂正もできます。しかし、これで1回書いてしまうと、訂正するとしても、いろんな不特定多数の人が見てしまった場合、訂正するのが難しくなってくる。その中で、こういう、やはり人を誹謗中傷していくような、我々はやっぱりソーシャルメディアを使って何をしなければいけないのか、私たちの政治信条であり、そしてまた北九州のこれからの市政を、しっかり市民の皆さんに知っていただく、政治活動として皆さんに知っていただけるような情報を発信することが大事だと思いますので、そのためにもひとつ、やはり使い方のルールとしてガイドラインは、私はつくるべきだと思います。

今回の視察をして、そしてまた、そこの議員の皆さんとか、事務局の皆さんたちの意見を聞きました。やはりこういうことは大切なことだなと。法律のように、これは大きな縛りがないかもしれないかもしれません。だけど、ガイドラインとして、使い方をこういうふうにしてやっていきたいと思いますということなので、これは一つの物差しになるのではないかなと。そしてこれはまた年々、変更もできるものだと思いますので、まず特に今回、もう来年の1月26日は市議会議員の選挙もあります。いろんなことで、こういうことで市民の皆さんに嫌な思いや誹謗中傷、議員同士がしてる姿とか、そんなのはやっぱり防いでいかなければいけないのではないかなというふうに強く感じましたので、少し意見とさせていただきます。

そしてまた、宇都宮市のほうの議会広報とかもですね、今後やはり先ほど言ったように、こういういい意味でソーシャルメディアを使った、広報活動で市民の皆さんに、議会が市民の皆さんの代表として、しっかり汗をかいている、議論をしているということを皆さんに知っていただければいいかなと思います。以上です。

○委員長（中村義雄君） はい。ありがとうございます。ほかには。泉委員。

○委員（泉日出夫君） 私のほうからも今、吉村委員も言われましたけども、やはりどこの議会も、SNSを使っていろんな問題が発生しているということでありまして、日高市も上尾市も、

一步それにですね、ガイドラインという形で取り組んで、罰則規定はありませんが、十分に抑止力になってるというようなお話を聞かせていただいて、まずは、取りあえずこのガイドラインで、ある一定の線引きをするということは非常に大事なことだなということを改めて感じたところであります。

また、市議会の広報紙についても、それぞれの議会でいろんな工夫がされておりました、私は特に配布の状況についていろいろ聞かせていただいたんですが、シルバー人材センターなどを使った配布をやっていた議会もあったり、また中身についても、議会で質問してる写真なども掲載してた議会もありました。市議会の議会だより編集委員会でまた、そういうふうなことも検討いただければなと思ったところでありました。以上です。

○委員長（中村義雄君） ありがとうございます。ほかはいかがですか。小宮委員。

○委員（小宮けい子君） 今、議会だより編集委員会の話がありました。私はその一員ですので、議会の広報についてというのを見て、レイアウトも大切だし、議員さんの人数が少ないってところでゆったりして見やすいレイアウトであれば、やはり読んでいただけるだろうなど。今の北九州市は、ぎっしり詰め込んでいるから、これをやはりより見やすいようにするためにはどうするかっていうところ、考えていかなければいけないということを学びました。

もう一つ、宇都宮市の議会広報として、議会体験を見学に来るのと、出前で両方でやっていて、議会体験を小学校、中学校 100%にすることがこれから目指すところということで、その中で疑似議会をして、主権者教育をしているという説明を受けたところで、やはり、実際に小学生や中学生が議場に入ってみるだけではなくて、疑似体験をするということは非常に、政治との距離が縮まるんじゃないか、本当に主権者教育の一步目が踏み出せるんじゃないかなと思いました。

あともう一つ、議会広報というような意味で議会事務局が中学生の職業体験を受け入れているということがあったので、やはり職業体験で、議会事務局で働いてみるという形で、行政の方が議会を支えているとか知るといこともまた一つ、違う方向での主権者教育になるのではないかと思いました。以上です。

○委員長（中村義雄君） はい。ありがとうございます。渡辺委員。

○委員（渡辺修一君） ソーシャルメディアのガイドラインについてはですね、やはり SNS、言論の自由でありますので、それぞれにやっぱり訴えるってことは重要だと思うんですけども、やっぱり個人的な攻撃についてはですね、一つガイドライン等をやっぱり、打ち立てていくのは必要じゃないかなというふうに感じさせていただきました。その上で、しっかりと協議を行いながらですね、議員さん全員が納得できるようなものを作成していく。また、本当はガイドラインを作成しなくても、モラルの問題でありますので、議員一人一人がですね、他の議員さんを尊敬し合いながら、やっていくというのが大事じゃないかなとは思いますが、一定のガイドラインというのも必要だというふうに今回視察に行きまして、感じました。

また、広報紙なんですけれども、私も今議会だより編集委員会に入っておりますので、見やすさと、あと、この訴える、各議員さんが訴えたいところを載せられるような広報紙っていうのをですね、作成していければということでもかなり勉強になりましたので、これを生かしてまいりたいというふうに思っております。また、宇都宮市の広報テレビ、すごくいいなと思いきまして、安く、メディアの芸能人の方がですね、市をアピールしていただけるというのはすごくいいな、武内市長誰かできないかなというふうに思いましたので、参考に、また考えていきたいというふうに思いました。以上です。

○委員長（中村義雄君） はい。ほかはいかがですか。山内委員。

○委員（山内涼成君） 今回2つのソーシャルメディアのガイドライン見せていただきまして、少なくとも2つに関しては、議員のモラルの域を超えるものにはなっていないというふうに思いました。そう考えると、もう現状では、議会基本条例の中に踏襲されている問題だろうというふうに思いましたので。それとまた、ほかにも4つほど、ガイドラインをしている都市もありましたけど、そこも、政令市は入ってないんですね。だから、政令市の意見等を踏まえながら、改選後に時間をかけてしっかり議論すべき問題だなということは感じました。以上です。

○委員長（中村義雄君） はい。ほかはいかがですか。吉村委員。

○委員（吉村太志君） すみません。ちょっとまた追加なんですけど、なぜ私早めにしたらいのかっていうのがまず1点。先ほど誹謗中傷ということもあったけど、もう一つが、まだ市民の皆さんにちゃんと報告をせないけん、前もっての段階の、例えばまだもう少しブラッシングをせないけんような情報でも、流れてしまう。多分恐らく行政の皆さんがよくわかるんじゃないかな、そういうようなことだって起きるわけなんですよ。まだ、完全にはなっていないような情報が。そして市民の皆さんが戸惑ってしまう。これも非常に危険であり、そしてまたもう1点は、あと任期が少しかもしれません。だけど、なぜ今回、早くガイドラインをつくっていたほうがいいのかっていうのが、やはり、来年の選挙の際、恐らく、いろんな新人の議員の皆さんが志を持って、またこの議会にも来ていただき、いろいろ市のためにみんなで議論をしていくと思います。そのときにしっかり、ガイドラインのようなルールがあったほうが、よりよく、また、ソーシャルメディアを使ったよい市民啓発にも、議会の発信になるんじゃないかなと私は強く思います。以上です。

○委員長（中村義雄君） はい。ほかはよろしいですか。ちょっと私からも、よろしいですか。今の意見を聞くとおおむね私の判断、自民党、ハートフルさん、公明党さんは、ガイドラインつくったほうがいいのかという御意見で、共産党さんはまだ要らないというような御意見だというふうに理解しておりますけど、私としてはですね、現状がどうなのかっていうところをちょっと確認させていただきたいんですけど、幾つかちょっと、例えば例を出すんですけど。去年の3月議会の本会議のときのSNSですけど、ある議員さんからですね、一般質問と書いていて、昨日から引き続き、自民党・無所属の会から、生産性のない質問というようなかたちでSNS

に書かれています。ほかにはですね、これ同じ議員さんですけど、市長と市議の違いという項目の中に、市議は57人、常勤ではない、兼業だってするケース多い。癒着ありきの各論主張と書いてますよ。だから、ね、議員の中で癒着してるっていうふうに明確に書いてるんですよ。そういうことでこれはまたちょっと、今ちょっと持ち合わせてないんですけど、別の議員さんというと、今の門司の問題とかで、自分の意見と違う意見が多数あるんで、議会が機能していないというようなことをSNSに書かれてることもありますし、共産党さんが基本条例とかあるじゃないかという、あります。現状として、それでは、抑制できてないという。これが現状だというふうに私は思っております。それで、ちょっと共産党さん、また例を少しお持ちするので、3会派はガイドラインをつくる方向でと意見が出たということ踏まえて、もう一度持ち帰って検討していただだけませんか。そこで、共産党さんが不必要ということであれば、議運は全会派一致ですので、もうこれはこれ以上議論しないと。他会派の意見とそういう事実も踏まえて、共産党さんが、それなら議論してもいいんじゃないかということであれば議論する。ちょっとそういう進め方でさせていただきたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。山内委員。

○委員（山内涼成君）一つの考え方として、基本条例の中には、モラルがしっかり謳われている。ただそのモラルの中で、SNSを抜き出して、一つ条項を設けてというか、そういう方法だあってあると思うんです。ただガイドラインをつくってしまっても、その域を越えんのやったら、条例の中に謳うしかない。

○委員長（中村義雄君）まずは、今のままでいかよくないかっていう判断が要ると思うんですよ。そのやり方が今言われたように、ガイドラインなのか、条例の中に踏み込むのかっていうことも踏まえてそこを議論するのか。全く議論しないのかってまず判断をしないといけないので。また、ただ条例を変えらるとなると、結構ね、もうこれから選挙も控えて、なかなか、難しいかなと、これは個人的に思っています。ガイドラインだと割と簡単にできると思うので、そこも踏まえて、これを議論を進めるべきなのか今する必要ないのかという判断を、もう一度持ち帰っていただいてよろしいですか。山内委員。

○委員（山内涼成君）もう一つ怖いのは、選挙前にこれをやることによって、また違う格好ができてしまうという、選挙前にいじられても困るとかということもあると。要するにそういう誹謗中傷が起きるようなことがあっても困ると。議運が勝手にやると。そうなると、今度は委員長がやり玉にあがる。

○委員長（中村義雄君）それは甘んじて受けます。日野委員。

○委員（日野雄二君）委員長の意見は私も大賛成であります。共産党さんのほうにですね、もう一度諮っていただきたいというのは、確かにガイドラインつくったら逆手にとられて利用される可能性もないことはないと思う、選挙がありますから。だけど、やっぱりある程度このガイドラインの中で言うておかないと、やはり、何でも自由にとということではないということですので、選挙に向かってもそうなんですけど、相手を批判することが選挙活動ではない、議員

活動ではないということですね、自分の施策と政党の施策をしっかりとやっていくこと、それから、市、行政に対して議会がどう対峙していくかということが、議員の仕事でありますから、そのところは、ソーシャルメディアの利用については、ガイドラインを私も基本的にはつくってしたほうがいいと思いますので、その辺もう一度諮っていただければなという気でおりますので。すみません、追加で言いました。

○委員長（中村義雄君） 渡辺委員。

○委員（渡辺修一君） 会派として協議しまして、ガイドラインを作成するっていうことに対してはすごく賛成的なんですけれども、進め方についてですね。この議会運営委員会で進めるというよりも、代表者会議で議長のほうから、やはり各会派の代表に伝達、議会運営委員会でこういう視察をしてきて、こういう結果、状況が分かりましたということをお伝えしていただいでですね、そこからきちっと進めていったほうがいいんじゃないかっていう意見が出ました。本当に改選前についていう話もあったんですけども、そう早急にというのもどうなのかという意見もありまして、しっかり審議した上でですね、少数会派の方も、やはりこれ勝手につくられたみたいな事が起こらないようにですね、進めていってほしいという意見が出ました。

○委員長（中村義雄君） わかりました。ありがとうございます。まずちょっと、とにかく共産党さんがもうバツであればこの話終わりますので、もう一度持ち帰っていただいて協議していただいて、その上で協議をしようとなった場合に、公明党さんからの御意見も出ましたので、少数会派のこととか、ちょっと上に上げながらどう進めるのかとか、その方法もですね、検討させていただきたいと思いますので、まずは一度持ち帰って御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

ほかに行政視察の件はよろしいですか。なければ以上で行政視察後の意見交換を終わります。

次に、市歌の斉唱について、私から提案がございます。市歌の斉唱については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、約3年間中止していましたが、新型コロナが5類感染症に位置付けられたことから、昨年6月定例会より、市歌の斉唱は再開しております。

市歌斉唱の再開から一年が経過しましたので、市議会及び市政への関心を高めることを目的に、以前、平成29年6月定例会から実施しておりました市歌斉唱の市民参加を再開してはどうかと考えております。

そこで、再開すべきかどうか、再開した場合の参加団体の選考方法や、いつの定例会から再開するのかなど、各会派に持ち帰って検討いただきたいと思います。

参考までに、令和2年2月定例会まで、市民参加を行っていたと思いますが、その時の参加団体の選考方法について、事務局に説明をお願いしたいと思います。議事課長。

○議事課長 市歌斉唱の市民参加につきまして、選考方法ですけども、参加団体は、所属議員5人以上の会派から推薦のあった団体というふうにしておりました。斉唱する順番は原則として大会派順とし、定例会ごとに対象者を本委員会で確認するというところで実施しておりました。

○委員長（中村義雄君） はい。これが過去の選定の仕方ということですので、まず再開すべきかどうかですね。前提として、それが一つと、再開するとしたら、団体の選考方法ですね。過去は今の説明のように、交渉会派の大会派順で推薦していくというやり方でやりましたので、それで問題なければ、それでいいと思いますし、それに問題があるということであれば、新しい選考方法の御提案をしていただければと思っておりますけど、市民参加について、質問、御意見はいかがでしょうか。吉村委員。

○委員（吉村太志君） 市歌の斉唱、本当に僕は素晴らしいことだと思いますので、市民の皆さんも入れていく、参加していただけることは非常にありがたいなと。それこそまた、宇都宮市議会でもやってたように、ジャズを取り入れてやってる、今後の課題にもなるかなと。うちも市歌の斉唱のときに、何かそういったものもやっていくことによって議会が発信できることと、あともう一つ私が今ふと思ったのが、例えば主権者教育とかで、高校、中学とか小学校の人たちが本当にその授業の一環で、これ任意になるかもしれんけど、議会を見たいとか、来たときにでも歌ってもらえるようであればこういうのもまた、開かれた議会にもつながるのかなと。ただ、その学校の日程とかもありますけど、そういうのも含めた中で、今後、よりよい市民の皆さんが参加していただけるようなものであれば、今まで議員の推薦やったけど、実際にもっと出たいっていうところが今まで、すみません、議事課のほうも何かありましたか、出たいとかいうような、そこをちょっと教えてください。そういうニーズがあるのか。

○委員長（中村義雄君） どうですか。何か把握してますか。議事課長。

○議事課長 ぜひ出たいというところは、さすがに会派からの推薦ということでしたので、こちらでは聞いてはなないです。今おっしゃった関連で、前回やった中で、場所が近いということもあったと思うんですけど、菊陵中学の3年生が2回、議場で斉唱しました。約70名の生徒さんが来られて斉唱しまして、好評であったというところでした。以上です。

○委員（吉村太志君） すみません、ありがとうございました。

○委員長（中村義雄君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 今、先ほど学校の話も出たんであれなんですけど、例えば北九州市立大学のですね、コーラス部もありますし、そういうところも踏まえて、推薦だけではなくて、そういうところに声掛けをするということもですね、別にそれは逆に言えば、各会派の皆さんに声掛けしていただいてそれを推薦してもらおうというのと、同じことになるかもしれませんが、そういうことも学生さんも、大学生も高校生も中学生、小学生、その辺しっかり、例えば、今年度は門司区から小倉北区から四つの団体があれば、それぞれですね、選んでするとかですね、そういうのも方法ではないかなと、教育委員会とも話をしたらどうかなっていう気はします。以上です。

○委員長（中村義雄君） ほかはよろしいですか。今の御意見も含めてですね、まず会派でちょっと取りまとめていただいて、次回ですね、意見を伺いたいと思いますので、お願いいたします。

す。

さっきのちょっと、私申し忘れたのが一つ、事務局に。広報の話があったでしょ。今御意見も出ましたけど、広報紙ね。視察した内容、報告書つくるじゃないですか。その広報の部分と、今の委員さんから出た意見を、議会だより編集委員会のほうに伝えていただけますか。つくるほうにせっかくなんで、伝えていただければと思います。よろしくお願いします。

ほかになければ、本日は、これで閉会します。

議会運営委員会 委員長 中村義雄 ㊟